

## 女性起業応援セミナーおよび起業相談会を開催します

働き方にはいろいろなスタイルがあり、その一つに“起業”があります。起業について知り、興味を持ち、創業意欲を高め、一歩を踏み出すことを応援します。

### ▶日時・場所など

名称	日時	場所	内容	講師	定員
第1回 セミナー	11月19日(土) 午後1時～4時	VIVA ぎょうだ 学習室	・起業の心構え ・事業経営の基礎知識 ・必要な準備	油井文江さん (株)ゆいアソシエイツ代表取締役	各30人
第2回 セミナー	11月26日(土) 午後1時～4時		・売るマーケティング ・財務の基礎知識 ・事例研究	吉野太佳子さん (女性コンサルタントエルス)	
第3回 セミナー	12月3日(土) 午後1時～4時		・資金調達 ・事業計画書の作成 ・発表、交流会	油井文江さん (株)ゆいアソシエイツ代表取締役	
相談会	12月10日(土) 午後1時～4時	VIVA ぎょうだ 研修室	・セミナー受講者の起業 フォローアップ	油井文江さん、吉野太佳子さん、 行田商工会議所職員	10人

▶対象 起業を目指す女性

▶参加費 無料

▶その他 ひととき保育(2歳以上の未就学児の保育・無料)を行います。希望される方はセミナー開催の1週間前までに申し込みください(当日申し込み不可)。

▶申し込み 11月15日(火)までに直接または電話でVIVAぎょうだ(11月7日(月)・14日(月)は休館)

▶問い合わせ VIVAぎょうだ ☎556-9301

## 市民活動サポートセンター開設1周年記念「みずしろフェスタ2016」を開催します

NPOやサークル団体が日頃の活動成果を発表する「みずしろフェスタ」を開催します。パフォーマンスや物品・飲食販売など、楽しい催しが盛りだくさんです。ぜひお越しください。

▶日時 11月12日(土)・13日(日)午前11時～午後4時(展示は、12日午後9時30分まで、13日午前9時～午後4時)

▶場所 コミュニティセンターみずしろ

▶主催 みずしろフェスタ実行委員会

▶問い合わせ 同実行委員会事務局(市民活動サポートセンター内) ☎598-8616

## 藍染めコースター抜染体験

▶日時 11月12日(土)午前11時～午後3時

▶場所 コミュニティセンターみずしろ

▶内容 あらかじめ藍染めされたコースターに好きな型を使って藍色を白く抜く「抜染」を体験します。

▶定員 15人(先着順)

▶費用 コースター1枚500円

▶主催 NPO法人ぎょうだ足袋蔵ネットワーク

▶その他 みずしろフェスタ2016会場内で開催

▶申し込み・問い合わせ 同ネットワーク ☎552-1010

## 国際交流イベント「小麦粉と音楽で世界と繋がるクリスマス」を開催します

ラグビーワールドカップや東京オリンピックなど、今後、私たちが外国の方々と接する機会はますます増えていきます。皆さんも、国際交流イベントを通して世界に目を向けてみませんか。

▶日時 12月23日(金)午前10時30分～午後2時30分(午前10時から受け付け)

▶場所 VIVAぎょうだ

▶内容

【第1部】午前10時30分：小麦粉を使った料理づくり(鍋料理とパン)

【第2部】午後1時30分：音楽鑑賞(フルート演奏他)

【第3部】午後2時：プレゼント交換

▶定員 30人(先着順) ※第1部のみ(第2・3部は定員なし)

▶参加費 500円(第1部のみ)

▶持ち物 プレゼント交換用の品物(500円程度)

▶その他

・参加費は当日に徴収します。

・第2部からの参加も可能です。直接会場へお越しください。

▶申し込み 11月1日(火)～12月5日(月)に、電話または氏名、住所、電話番号、年齢を明記の上、FAXもしくはEメールで地域づくり支援課【FAX】556-3083【Eメール】chiikizukuri@city.gyoda.lg.jp

▶問い合わせ 同課協働推進担当(内線253)

## 第3次ぎょうだ男女共同参画プラン(改定版)に対する市民意見募集(パブリックコメント)を行います

市では、性別に関わりなく、誰もが自ら希望するライフスタイルを主体的に選択し、生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して、平成24年3月に「第3次ぎょうだ男女共同参画プラン」を策定しました。平成28年度は、当プランの中間見直しを検討する年に該当するため、市ではその作業を進めています。

このたび、第3次ぎょうだ男女共同参画プラン(改訂版)がまとまりましたので、市民の皆さんから意見を募集します。

▶募集期間 11月30日(火)まで

▶閲覧場所 VIVAぎょうだ、地域づくり支援課、市政情報コーナー、南河原支所、コミュニティセンターみずしろ、コミュニティセンター南河原※市ホームページから閲覧可

▶意見提出方法 住所、氏名、電話番号を明記の上(様式自由)、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。(月曜日は休館)【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間3-23-6 行田市男女共同参画推進センター【Eメール】viva@city.gyoda.lg.jp

▶提出された意見について 個人を特定できないよう編集し、概要を公表します。なお、個別に回答はしません。

▶その他 電話や口頭での受け付けは出来ません。

▶問い合わせ VIVAぎょうだ ☎556-9301

## 固定資産税に関する土地現況調査を行っています

市では現在、市内の土地の利用状況について現況調査を行っています。調査は、「職員証」を携帯した職員が2人1組で行っています。

なお、土地の利用状況を変更した場合は、税務課まで連絡をお願いします。

▶問い合わせ 同課資産税担当(内線233)

## 税務課臨時職員を募集します

▶雇用期間 平成29年1月12日(木)～3月31日(金)

▶勤務時間 午前8時30分～午後5時

▶勤務場所 税務課

▶業務内容 市・県民税(住民税)課税事務の補助(書類整理や簡単なパソコン操作など)

▶募集人員 6人

▶時給 860円

▶選考方法 面接の上、選考します。

▶面接日 12月15日(木)

▶申し込み 市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入の上、12月8日(木)までに税務課に持参してください。

▶問い合わせ 同課市民税担当(内線231・232)

くらしの  
110番

保険金を使って住宅修理  
訪問勧誘に注意

### 【事例】

「無料で雨どいを調査し、大雪による被害が確認できたら無料交換します」というチラシが入っていたため、業者に連絡し調査を依頼した。

業者が雨どいを見て「火災保険の申請をすれば自己負担なしで修理できる」と言うので見積りを依頼すると、「他の箇所も調査してあげる」と、いろいろの不具合箇所を見つけてきて、結局見積り額は合計300万円となった。保険金で賄えると思いつつリフォーム工事契約をしたが、後日不安になり保険会社に問い合わせると「老朽化の部分は保険対象外」とのことだった。保険申請の結果、保険金は80万円ほど下りたが、工事契約額に足りないので業者に解約したいと伝えるところ、違約金として100万円を請求された。

「保険金で家の修理ができる」「保険金申請も無料で行く」などと持ち掛けられ住宅工事を契約したが、申請した保険金が適用対象外で支払われず工事の自己負担金が発生した、解約を求めたら高額な違約金を請求されたという相談が多く寄せられています。

また、屋根・床下などの破損箇所にのせの写真(実際に消費者宅を写したの

はなく、業者が作成した写真を見せ「早く修理しないと危険」などと不安をあおって不要な工事契約を迫ったり、実在する保険会社との関係をにおわせた勧誘をしたり、皆さんの工事をした後連絡が途絶えたりした業者もいます。安易に工事契約しないよう注意が必要です。

### 【消費者へのアドバイス】

・業者の言うことをうのみにせず、すぐに契約しないようにしましょう。  
・火災保険は本来災害による損害を補償するためのものです。経年劣化は支払対象になりません。また、商品によっては風水害による損害は補償されない場合もあります。保険適用については、どのようなときに何が補償される商品なのかを工事契約前に保険会社に自分で確認しましょう。

・訪問販売による契約は、特定商取引法が適用されます。契約後、工事後でもクーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。

・本日に工事が必要な場合は、必ず複数の業者から見積もりを取り慎重に判断しましょう。

▶問い合わせ 行田市消費生活センター(市役所内・内線495)または188(近くの公的相談窓口につながります)